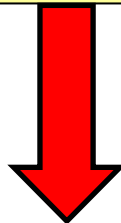


新潟県防災行政無線通信施設変更協議書 事務処理フロー図

貴所属設置の防災行政無線施設について
変更方針（移設・撤去等）を決めてください。



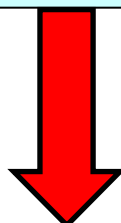
防災行政無線施設の変更について
管財課通信管理室へ事前に照会してください。



貴所属において防災行政無線設備変更協議書を
作成・送付してください。（記入例を参照）



協議書に対する回答文を貴所属へ送付します。
(回答文には変更の際の条件を記載します)



回答文に記載されている条件に従って
設備の工事等を行ってください。